

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ							
①－ 1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う多数の死傷者の発生							
1-1-① 住宅・建築物の耐震化等	住宅は生活の基盤として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を一層強化しつつ、住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進していく必要がある。	「下郷町耐震改修促進計画」、「下郷町町営住宅長寿命化計画」に基づき住宅の耐震改修の促進を図る。	総務課 建設課	下郷町耐震改修促進計画 (一般住宅耐震化率)	75.00% (R7年度)		80.00% (R12年度)
				下郷町町営住宅長寿命化計画 (全100戸)	100% (R2年度)		100% (R6年度)
1-1-② 学校施設の老朽化対策等	学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、耐震化や天井等の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を適切に進めて行く必要がある。	「下郷町公共施設等総合管理計画」、「下郷町公共施設個別施設計画」に基づき、施設の防災・減災対策、適切な改修・維持管理を実施する。	総務課 教育委員会	下郷町公共施設等総合管理計画	96.00% (H28年度)		下郷町公共施設個別計画による
				下郷町公共施設個別施設計画	下郷町公共施設個別計画による		80年
1-1-③ 高齢者施設の耐震化・老朽化対策等	社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入所者等の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策を推進して行く必要がある。	「下郷町公共施設等総合管理計画」、「下郷町公共施設個別施設計画」に基づき、施設の防災・減災対策、適切な改修・維持管理を実施する。	総務課 健康福祉課	下郷町公共施設等総合管理計画	96.00% (H28年度)		下郷町公共施設個別計画による
				下郷町公共施設個別施設計画	下郷町公共施設個別計画による		下郷町公共施設個別計画による
1-1-④ 保育所施設の老朽化対策等	下郷保育所（築25年以上）、湯野上保育所（築30年以上）が経過し老朽化が進んでいる状況である。少子化による入所者の減少、保育士不足等の状況を鑑み、適正な規模での施設の統廃合も含めた整備を図る必要がある。	「下郷町公共施設等総合管理計画」、「下郷町公共施設個別施設計画」に基づき、施設の防災・減災対策、適切な改修・維持管理を実施する。	総務課 健康福祉課	下郷町公共施設等総合管理計画	96.00% (H28年度)		下郷町公共施設個別計画による
				下郷町公共施設個別施設計画	下郷町公共施設個別計画による		下郷町公共施設個別計画による

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等		
				計画名・指標名等	策定時	目標値
1-1-⑤ 町営住宅の老朽化対策等	老朽化の進む町営住宅は、大規模災害発生時において倒壊等による避難・救助経路等の閉鎖などの危険性も高い。また、町営住宅は災害時に安心して暮らせる住宅ストックとしての役割も担うことから、設備等の施設管理を行う必要がある。	「下郷町公共施設等総合管理計画」、「下郷町公共施設個別施設計画」に基づき、施設の防災・減災対策、適切な改修・維持管理を実施する。	総務課 建設課	下郷町公共施設等総合管理計画	96.00% (H28年度)	下郷町公共施設個別計画による
				下郷町公共施設個別施設計画	下郷町公共施設個別計画による	80年
1-1-⑥ 庁舎等の耐震化・老朽化対策等	大規模災害発生時において、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行う防災拠点となる本庁舎及び各庁舎の耐震性の確保や災害対応設備の充実を図る。	「下郷町公共施設等総合管理計画」、「下郷町公共施設個別施設計画」に基づき、施設の防災・減災対策、適切な改修・維持管理を実施する。	総務課	下郷町公共施設等総合管理計画	96.00% (H28年度)	下郷町公共施設個別計画による
				下郷町公共施設個別施設計画	下郷町公共施設個別計画による	80年
1-1-⑦ 空き家対策の推進	適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時において倒壊に伴う避難経路の閉鎖や火災発生時の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、総合的な空き家対策を推進していく必要がある。	空き家の利活用の推進を図るため取得支援や改修の補助を実施し、総合的な空き家対策を推進する。	町民課 総合政策課 建設課	下郷町空家等対策計画		
1-1-⑧ 都市公園等の適切な維持管理	都市公園等のスペースは、災害発生時には一時的な避難場所や復興に向けた仮設住宅建設用地など重要なスペースとなるため、防災機能を備えるとともに支障木の剪定など利用時に支障がないように維持管理を実施する。	施設の機能保全とともに災害時の避難者の受けりれに際し、安全確保を図るため、防災機能の充実を図る。	建設課 町民課			
1-1-⑨ 消防団の充実・強化	消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連携意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいる。若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防活動のみを行う機能別消防団員制度の促進に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要がある。	機能別消防団員制度の導入、消防資機材の適切な維持管理・更新、消防水利の確保、消防団員の優遇制度等を実施し、消防団の充実・強化を図る。	町民課	消防団員条例定数に対する充足率 (機能別消防団員含む)	82.75% (R7年度)	90.00% (R12年度)

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
①ー 2 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生							
1-2-① 河川及び農業用ため池の維持管理・改修等	台風や集中豪雨などの治水対策として、河川及び農業ため池の改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理施設等の適正管理及び計画的な補修・更新を行う必要がある。	河川管理施設等の適正管理及び計画的な補修・更新を実施する。	農林課 建設課				
1-2-② 総合防災マップ（ハザードマップ）の活用	住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、ライフラインへの連絡先や非常時の持出品などの総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップを配布し、ハザード情報や避難所を確認できるよう町ホームページで公開し周知を図っている。	総合防災マップ（ハザードマップ）が住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、町ホームページ等で周知を図っていく。また、浸水想定区域や土砂災害等想定区域等の見直しや追加に伴い、定期的に更新を行う。	町民課 建設課				
1-2-③ 避難確保計画作成及び支援等	平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法では、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者は避難確保計画作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務とされた。町は町内の要配慮者施設の管理者へ避難確保計画の作成等について支援をしていく必要がある。	計画作成や訓練実施について相談を受け付ける体制を構築するとともに、新たな洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定に伴い対象となる施設があった場合には作成等についての働きかけを行い、計画作成と避難訓練実施の促進を図る。	町民課 健康福祉課 教育委員会	社会福祉施設避難確保計画			

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
①-3 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生						
1-3-① 土砂災害防止対策の推進	令和6年6月に土砂災害防止対策基本方針が見直されたことにより、これまでの指定箇所 に新たな箇所が追加される。本町では〇〇〇 箇所（令和〇年〇月現在）の土砂災害警戒区 域等が県より指定されている。危険箇所につ いては、対策を行う必要がある。	土砂災害による被害を防止するための対策の 実施について県に働きかける。 また、危険箇所の周知を図る。	建設課			
1-3-② 森林の多面機能の維持・保全	森林の整備及び保全等を適切に実施し、森林 が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水 緩和等）を確保するため、総合的な対応とし て、間伐等の森林整備を継続して実施する必 要がある。併せて、治水・治山施設の整備等 の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を 組み合わせて推進する必要がある。	林業の成長産業化に資する間伐等を推進する とともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の 公益的機能を発揮するため、治水・治山施設 の整備等も併せて整備を実施する。	農林課			
1-3-③ 総合防災マップ（ハザード マップ）の活用	【再掲】 ①-2-2	住民の主体的な避難行動等に活用されるよ う、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等 の範囲、避難所となる施設の位置、ライフ ラインへの連絡先や非常時の持出品などの総合 的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップを 配布し、ハザード情報や避難所を確認できる よう町ホームページで公開し周知を図ってい る。	総合防災マップ（ハザードマップ）が住民の 主体的な避難行動等に活用されるよう、町 ホームページ等で周知を図っていく。 また、浸水想定区域や土砂災害等想定区域等 の見直しや追加に伴い、定期的に更新を行 う。	町民課 建設課		
1-3-④ 避難確保計画作成及び支援等	【再掲】 ①-2-3	平成29年に改正された水防法及び土砂災害防 止法では、地域防災計画に定められた洪水浸 水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者 利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設 等）の管理者は避難確保計画作成し、これ に基づいて避難訓練を実施することが義務と された。町は町内の要配慮者施設の管理者へ 避難確保計画の作成等について支援をしてい く必要がある。	計画作成や訓練実施について相談を受け付け る体制を構築するとともに、新たな洪水浸水 想定区域や土砂災害警戒区域の指定に伴い対 象となる施設があった場合には作成等につい ての働きかけを行い、計画作成と避難訓練実 施の促進を図る。	町民課 健康福祉課教育 委員会		
1-3-⑤ 農業用ため池ハザードマップ の作成・活用		ハザードマップによる危険なため池に関する 危険情報提供と併せ、下流の家屋等に被害を 与える恐れがある防災重点ため池の破損や人 命・農地被害の防止のため、必要な改修を実 施し発災時においても機能や安全性を確保し ていく必要がある。	破堤の恐れがある防災重点ため池について、 迅速かつ的確な避難行動を行えるようにハ ザードマップによる周知と防災意識の啓発を 行うとともに、非常時にも機能や安全性を確 保するために必要な改修等を実施し、ソフ ト・ハード両面からの安全対策を実施する。	農林課		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
①－４ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生							
1-4-① 妊婦・子育て世代の防災意識の育成	妊婦や妊婦以外の子育て世代への防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供等が十分に行えていない。	妊婦を含む子育て世代の方々が、常日頃から防災に対する意識を高くし、災害に対する備えの重要性を認識して行動できるよう、乳幼児健康診査等の母子保健事業の中で積極的に情報提供を実施していく。	健康福祉課				
1-4-② 指定緊急避難場所・指定避難所の充実	指定緊急避難場所として〇〇〇箇所、指定避難所として〇〇箇所（うち福祉避難所〇箇所）を指定している。災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配布や町ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知を強化していく必要があり、併せて、避難所内の感染症対策の充実も図る。	災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配布や町ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知の強化をし避難所内の感染症対策の充実を図る。また、災害時における避難所のデジタル化を推進し、効果的な運営と被災者の安全・快適な避難生活ができる環境づくりに取り組む。	町民課				
1-4-③ 福祉避難所の充実・確保	福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。災害時に福祉避難所で使用する物資や機材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定されるため、一時的に一般の避難所に避難し、その後、福祉避難所に移動していただくことを想定している。	福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給するしくみを構築する。要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため、福祉避難所のバリアフリー化、非常用発電機の整備など必要な施設整備を施設管理者と連携して整備する。また、福祉避難所として一定の設備や体制等の整った老人福祉施設、介護施設等と協定を締結できるよう迅速に進めていく。福祉避難所までの具体的な移動方法等については家族や関係団体等と協議し、個別避難計画の策定時等に併せて検討する。	健康福祉課				
1-4-④ 避難行動要支援者対策の推進	要支援者の所在を明らかにするために、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防署、警察署、民生委員等）へ名簿を提供する。また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて個別避難計画の作成を進めている。ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、優先度が高いと判断する者については計画作成が急務である。災害時には、避難支援等を行う関係者も被災者となる状況下で、円滑かつ迅速に避難支援を行うという課題がある。	避難支援を行う関係者が災害時に速やかに要支援者を把握して円滑に避難支援等を行うため、平常時から「避難行動要支援者名簿」の作成及び定期的な更新などを継続的に行うとともに、関係者が参加する実践型の避難訓練を地域住民と連携・協力のもとに実施していくほか、訓練の結果から課題を抽出し、避難支援等の改善にむけた対策の検討・立案を図る。また、災害が発生したときの迅速な支援行動のために個別避難計画を速やかに作成し、より具体的な避難支援を確立する。個別避難計画は災害時に活用できるよう、要支援者と関係者で共有し、平常時からそれぞれが内容を確認・理解しておく必要がある。円滑かつ迅速な避難の実効性を高めるため、避難支援等を行う関係者が相互に連携して支援する体制を構築する。	健康福祉課				

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針		脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
1-4-⑤	外国人を含む観光客に対する防災情報の発信等	外国人をはじめとする地理的に不慣れな観光客が発災時に適切に避難できるよう、多言語化された防災情報の発信が必要となる。	観光施設及び観光案内版等に、QRコード等を活用して多言語化された防災情報を取得できるよう整備を進めていく。	総合政策課				
1-4-⑥	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	町や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、町防災訓練を実施し情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組んでいる。	大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図る。	町民課				
1-4-⑦	学校安全計画・危険等発生時対処要領等の作成支援	災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取るための備えとして、各学校における学校安全計画・危険等発生時対処要領の作成に関する支援等に継続して取り組んでいる。地震及び火災発生時の行動マニュアルについては、全ての学校が作成しており、毎年学校の実情に合わせた見直しを図っている。	現在の取組を継続していくとともに、毎年学校の実情に合わせた見直しを図り、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、学校安全計画・危険等発生時対処要領等の実効性を高める。	教育委員会				
1-4-⑧	東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進	児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにするため、全ての小中学校において防災教育に係る授業の実施と年〇回以上の避難訓練の実施、3月11日前後に防災を考える全校集会を開催するなどの防災意識を高める取り組みや大規模災害を想定した保護者への引き渡し訓練を実施している。	東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進するために、現在の取組を継続するとともに、防災教育に係る授業の充実を図る。さらに、保護者への引き渡し訓練や救急法講習の実施などを通して防災管理体制の強化を図っていく。	教育委員会				
1-4-⑨	自助・共助の取組促進	地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進、連携を強めることが重要である。住民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を推進して行く必要がある。	地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取組を促進する。	町民課				

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
1-4-⑩ 自主防災組織の強化	<p>自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、結成された組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、自主防災組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。自主防災組織の防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。</p>	<p>自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織設立時の支援や総合防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。</p>	町民課				
1-4-⑪ 総合防災マップ（ハザードマップ）の活用	<p>【再掲】 1-2-②</p>	<p>住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、ライフラインへの連絡先や非常時の持出品などの総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップを配布し、ハザード情報や避難所を確認できるよう町ホームページで公開し周知を図っている。</p>	<p>総合防災マップ（ハザードマップ）が住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、町ホームページ等で周知を図っていく。 また、浸水想定区域や土砂災害等想定区域等の見直しや追加に伴い、定期的に更新を行う。</p>	町民課 農林課 建設課			
1-4-⑫ 自主避難の促進		<p>避難情報をきっかけとした避難にこだわらずに、状況から身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こすことで、より安全に避難することができることから、適切な避難行動に関する住民の理解力向上を図っていく必要がある。</p>	<p>災害から大切な命を守るためには、住民一人一人が防災意識を高め、日頃からハザードマップで自宅や職場周辺の災害リスクを確認し、避難する場所や避難のタイミングについて、あらかじめ家族や職場で話し合っておく「自主避難」の取組が重要であることから、ホームページやチラシなどの広報媒体の活用等により、「自主避難」の周知啓発に取り組み、適切な避難行動に関する住民の理解力向上を図る。</p>	町民課			
1-4-⑬ 情報伝達手段の確保・充実		<p>緊急性の高い防災情報を防災行政無線やテレビ、ラジオなど各メディアから配信される災害情報共有システムアラート、携帯電話会社4社からのエリアメール、ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車等で伝達している。</p>	<p>緊急性の高い防災情報伝達するより良い手段を確保するため、引き続き災害情報共有システムアラート等を活用していく。 また、地震等の災害時においても対応できるよう、地上と衛星の2回線を保持した280MHz防災行政情報配信システムの維持管理に努める。</p>	町民課			

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ							
②-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救助活動の絶対的不足							
2-1-① 消防団の充実・強化	【再掲】 1-1-⑨	消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連携意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいる。 若者や女性の入団促進を推進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防活動のみを行う機能別消防団員制度の促進に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要がある。	機能別消防団員制度の導入、消防資機材の適切な維持管理・更新、消防水利の確保、消防団員の優遇制度等を実施し、消防団の充実・強化を図る。	町民課	消防団員条例定数に対する充足率 (機能別消防団員含む)	82.75% (R7年度)	90.00% (R12年度)
2-1-② 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	【再掲】 1-4-⑥	町や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、町防災訓練を実施し情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組んでいる。	大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図る。	町民課			
2-1-③ 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化		大規模災害等が発生し、本町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣市町村等との相互応援協定を締結している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。	応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。	町民課			

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
②－ 2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺						
2-2-① 地域医療の充実	<p>南会津地域医療は、県内の中でも医師が少ないことに加え、開業医の高齢化等もあり、平常時でも医療体制確保が困難な状況にある。初動時の医療体制確保のため、平時より医師会、医療関係機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。</p>	<p>災害拠点病院である県立南会津病院における医師確保・機能強化のための支援を行い医療人材の確保を図る。また災害時には救急医療病院を含めた医療機関が被災者に対しての適切な医療が提供できるように、町民に対しては平時より適切な受診行動の必要性についての啓発を行い、医療機関の確保に務める。</p>	健康福祉課			
2-2-② 福祉避難所の充実・確保	【再掲】 1-4-③	<p>福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。災害時に福祉避難所で使用する物資や機材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定されるため、一時的に一般の避難所に避難し、その後、福祉避難所に移動していただくことを想定している。</p>	<p>福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給するしくみを構築する。 要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため、福祉避難所のバリアフリー化、非常用発電機の整備など必要な施設整備を施設管理者と連携して整備する。 また、福祉避難所として一定の設備や体制等の整った老人福祉施設、介護施設等と協定を締結できるよう迅速に進めていく。福祉避難所までの具体的な移動方法等については家族や関係団体等と協議し、個別避難計画の策定時等に併せて検討する。</p>	健康福祉課		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
②-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生						
2-3-① 避難所環境の充実	<p>避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、引き続き、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用した物資調達体制の強化を図るとともに、避難所における密集状態の回避や徹底した感染症対策に取り組み、避難所環境の充実を図っていく必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、避難所における密集状態の回避や感染症対策の徹底が求められており、避難所のレイアウトや飛沫防止対策、発熱者や濃厚接触者への対応など、避難所環境の充実を図ることが課題となっている。</p>	<p>避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用した物資調達体制の強化を図るとともに、避難所環境の充実を図っていく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対応するため、避難所における防疫体制の整備のため、必要な資機材を整備し、運営に係る訓練を定期的実施するとともに、災害時における避難所の効果的な運営と被災者の安全・快適な避難生活ができる環境づくりに取り組む。</p>	町民課 健康福祉課			
2-3-② 指定緊急避難場所・指定避難所の充実	<p>指定緊急避難場所（指定緊急避難所）として4箇所、（うち福祉避難所1箇所）を指定している。災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配布や町ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知を強化していく必要がある、併せて、避難所内の感染症対策の充実も図る。</p>	<p>災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配布や町ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知を強化していく。また、災害時における避難所のデジタル化を推進し、効果的な運営と被災者の安全・快適な避難生活ができる環境づくりに取り組む。</p>	町民課			
2-3-③ 福祉避難所の充実・確保	<p>福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。災害時に福祉避難所で使用する物資や機材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定されるため、一時的に一般の避難所に避難し、その後、福祉避難所に移動していただくことを想定している。</p>	<p>福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給するしくみを構築する。</p> <p>要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため、福祉避難所のバリアフリー化、非常用発電機の整備など必要な施設整備を施設管理者と連携して整備する。</p> <p>また、福祉避難所として一定の設備や体制等の整った老人福祉施設、介護施設等と協定を締結できるよう迅速に進めていく。福祉避難所までの具体的な移動方法等については家族や関係団体等と協議し、個別避難計画の策定時等に併せて検討する。</p>	健康福祉課			

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
2-3-④ 非常用物資の備蓄	<p>災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っている。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行う。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図る。</p>	町民課				
2-3-⑤ 水の安定供給	<p>災害時の非常用飲料水を確保するため、関係機関等との連携・協力による給水対策を強化し、水の安定供給体制の充実を進めていく必要がある。</p>	<p>町主要指定工事事業者や関係機関と連携・協力し、給水対策の強化、発電機や給水車、緊急貯水槽を含めた各資機材を整備し、水の安定供給体制の充実を進めていく。</p>	建設課				
2-3-⑥ 地域医療の充実	<p>【再掲】 2-2-①</p>	<p>南会津地域医療は、県内の中でも医師が少ないことに加え、開業医の高齢化等もあり、平常時でも医療体制確保が困難な状況にある。初動時の医療体制確保のため、平時より医師会、医療関係機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。</p>	<p>災害拠点病院である県立南会津病院における医師確保・機能強化のための支援を行い医療人材の確保を図る。また災害時には救急医療病院を含めた医療機関が被災者に対しての適切な医療が提供できるように、町民に対しては平時より適切な受診行動の必要性については平時より適切な受診行動の必要性についての啓発を行い、医療機関の確保に務める。</p>	健康福祉課			

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
②-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止						
2-4-① 非常用物資の備蓄	【再掲】 2-3-④	災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っている。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく必要がある。	災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行う。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図る。	町民課		
2-4-② 物資供給体制の充実・強化		大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点、避難所等で必要となる燃料を確保するため、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。	災害時応援協定等の締結や協定締結団体との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。	町民課		
2-4-③ 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	【再掲】 2-1-③	大規模災害等が発生し、本町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣市町村等との相互応援協定を締結している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。	応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。	町民課		
2-4-④ 水の安定供給	【再掲】 2-3-⑤	災害時の非常用飲料水を確保するため、関係機関等との連携・協力による給水対策を強化し、水の安定供給体制の充実を進めていく必要がある。	町主要指定工事事業者や関係機関と連携・協力し、給水対策の強化、発電機や給水車、緊急貯水槽を含めた各資機材を整備し、水の安定供給体制の充実を進めていく。	建設課		
2-4-⑤ 老朽化した水道施設の更新		更新時期を迎えた水道施設が多くあることから、計画的な施設の更新が必要である。また、これらの施設は耐震性を有していないものが多いことから、災害発生時に安定した給水を行えるかが不安な状況である。このことから、施設の更新時に耐震性を有する施設にすることで、災害時も水の安定供給が出来るよう施設の更新を進める必要がある。	更新対象となる施設が多いことから、現在の状態や重要度から更新施設の優先度を明確にし、耐震性を有する施設に更新するとともに更新対象外の施設でも防災対策を行い、災害発生時も水の安定供給が出来るよう計画的に整備を図っていく。	建設課		

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
2-4-⑥ 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保	<p>災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線とのネットワークを含め整備事業を進めていく必要がある。</p> <p>橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。</p> <p>地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。</p> <p>災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。</p> <p>災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。</p> <p>電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため町道等の無電柱化を検討する。</p> <p>建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。</p>	建設課			
2-4-⑦ 迂回路となりうる農道・林道の整備	<p>農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。</p>	<p>農道及び林道は、森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、大規模災害の発生時では、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。</p>	農林課			
2-4-⑧ 自助・共助の取組促進	【再掲】 1-4-⑨	<p>地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進、連携を強めることが重要である。住民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を推進して行く必要がある。</p>	<p>地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取組を促進する。</p>	町民課		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
②-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生						
2-5-① 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保	【再掲】 2-4-⑥	<p>災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線とのネットワークを含め整備事業を進めていく必要がある。</p> <p>橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。</p> <p>地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。</p> <p>災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。</p> <p>災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。</p> <p>電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため町道等の無電柱化を検討する。</p> <p>建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。</p>	建設課		
2-5-② 迂回路となりうる農道・林道の整備	【再掲】 2-4-⑦	<p>農道及び林道は、大規模災害の発生時に於いて、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。</p>	<p>農道及び林道は、森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、大規模災害の発生時には、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。</p>	農林課		
②-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下						
②-6-1 感染症予防雄措置の推進		<p>災害時に感染症予防対策の主導者として対応できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発に取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。</p>	<p>平常時から予防接種や感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発に取り組み、感染症予防措置を推進していく。</p>	健康福祉課		
②-6-2 集落排水施設の維持管理		<p>大規模自然災害等によって集落排水施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延する危険性があることから、適切な維持管理及び計画的な機器・管路等の更新を実施していく必要がある。</p>	<p>施設の長寿命化、耐震化を図り、適切な維持管理及び計画的な機器・管路等の更新を実施していく。</p>	農林課 建設課		
②-6-3 汲取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進		<p>生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽等の災害体制を強化するため、老朽化した汲取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。</p>	<p>合併処理浄化槽への転換・新設への補助事業を利用し、老朽化した汲取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。</p>	町民課	下郷町生活排水処理基本計画 (汚水処理人口普及率)	41.60% (R6年度) 61.10% (R12年度)
②-6-4 家畜伝染病対策の充実・強化		<p>災害時における家畜伝染病の発生は、救助や復旧作業をはじめとした災害対応の妨げになるおそれがあることから、伝染病発生の予防に取り組むとともに、発生してしまった際の早期沈静化及び、まん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。</p>	<p>家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関と緊密に連携し、効果的な情報の周知啓発を図る。また、家畜伝染病発生時には、早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき、初期防疫に必要な人員の確保等、適切な対応を取れるよう庁内の関係各課との緊密な連携を継続する。</p>	農林課		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
③ 必要不可欠な行政機能は確保する。						
③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下						
3-1-① 業務継続に必要な体制の整備	大規模災害発生時に町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行い、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための取組を行う必要がある。	業務継続計画を作成し、優先的に実施すべき業務を的確に行い、災害対応等に必要不可欠な行政機能が確保できる体制を構築する。	総務課 町民課 健康福祉課	児童福祉施設等における業務継続計画		
3-1-② 受援体制の整備	大規模自然災害の発生時には、行政機関自らが被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行える受援体制の整備を行う必要がある	他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行える受援体制を整備するために、マニュアルの作成や協定内容の見直し等を行う。	全部局			
3-1-③ 防災拠点施設の機能確保	災害が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実施するために、役場庁舎等の防災拠点施設において、定期点検や保守管理等を適切に継続していく必要がある。	役場庁舎等の防災拠点施設において、定期点検や保守管理等を適切に継続していく。	総務課 町民課 教育委員会			
3-1-④ 電力関係事業者との連携強化	大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合でも、速やかな電力施設の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等となる施設の電気使用が可能となるよう、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく必要がある。	電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。	総務課 町民課			

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針		脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等			
					計画名・指標名等	策定時	目標値	
3-1-⑤	庁舎等の耐震化・老朽化対策等	【再掲】 1-1-⑥	大規模災害発生時において、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行う防災拠点となる本庁舎及び各庁舎の耐震性の確保や災害対応設備の充実を図る。	「下郷町公共施設等総合管理計画」、「下郷町公共施設個別施設計画」に基づき、施設の防災・減災対策、適切な改修・維持管理を実施する。	総務課	下郷町公共施設等総合管理計画	96.00% (H28年度)	下郷町公共施設個別計画による
3-1-⑥	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	【再掲】 1-4-⑥ 2-1-②	町や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、町防災訓練を実施し情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組んでいる。	大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図る。	町民課	下郷町公共施設個別施設計画	下郷町公共施設個別計画による	80年
3-1-⑦	大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	【再掲】 2-1-③ 2-4-③	大規模災害等が発生し、本町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣市町村等との相互応援協定を締結している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。	応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。	町民課			
3-1-⑧	緊急車両等に供給する燃料の確保		大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点、避難所等で必要となる燃料を確保するため、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。	関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。	総務課 町民課			

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
④ 経済活動を機能不全に陥らせない							
④-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞							
4-1-① 企業の事態継続の支援	<p>経済活動の停滞を招かないために、町内企業個々の災害時の対応方針、計画、マニュアルを調査し、事業継続計画（BCP）の策定について検討するほか、それに対応する施策について協議する必要がある。</p>	<p>町内企業個々の災害時の対応方針、計画、マニュアルを調査し、県、商工会等と連携のうえ、事業継続計画（BCP）の策定について検討を進める。</p>	総合政策課				
4-1-② 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保	【再掲】 2-4-⑥ 2-5-①	<p>災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線とのネットワークを含め整備事業を進めていく必要がある。 橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。 地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。 災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。 災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。 電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため町道等の無電柱化を検討する。 建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。</p>	建設課			
4-1-③ 迂回路となりうる農道・林道の整備	【再掲】 2-4-⑦ 2-5-②	<p>農道及び林道は、大規模災害の発生時ににおいて、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。</p>	<p>農道及び林道は、森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、大規模災害の発生時には、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。</p>	農林課			

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
④－２ 重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出						
4-2-① 有害物質の流出・拡散対策の推進	河川での有害物質の流出は、下流の家屋等に被害の及ぶ場合の情報提供や被害防止のため、東北地方整備局、県河川国道事務所を通じ、情報伝達を行っている。また、大規模な有害物質の拡散に備えるため、関係機関を含めた防災・避難体制の充実・強化を推進する。	有害物質の大規模拡散に備え、的確な避難行動を行えるように防災意識の啓発をおこなうとともに、国・県などの関係機関との綿密な連携の下、迅速かつ正確な情報提供を行える体制を構築していく。	町民課			
4-2-② 放射線モニタリングによる情報発信	放射性物質が放出された場合には、除染実施計画を策定し「除染関係ガイドライン」に示す方法により、放射線の影響を受けやすい生活空間を考慮して優先順位を定めた上で除染を実施する。実施後、空間線量モニタリング調査やガラスパッチ等を活用した線量測定、測定した結果を線量マップとして作成し、情報発信を行う。	風評被害による経済的損害や日常生活での健康への被害と不安を抱えることから、放射線に対する正しい知識の啓発、各関係機関と協力しながら情報の収集・発信に取り組む。また、原子力災害が発生した場合には、速やかに空間線量モニタリング調査の実施や「除染関係ガイドライン」に示す方法により除染を行う。	町民課			
④－３ 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な被害						
4-3-① 物資供給体制の充実・強化	【再掲】 2-4-②	大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点、避難所等で必要となる燃料を確保するため、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。	災害時応援協定等の締結や協定締結団体との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。	町民課		
4-3-② 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保	【再掲】 2-4-⑥ 2-5-① 4-1-②	災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線とのネットワークを含め整備事業を進めていく必要がある。 橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。 地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。 災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。	平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。 災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。 電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため町道等の無電柱化を検討する。 建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。	建設課		
4-3-③ 迂回路となりうる農道・林道の整備	【再掲】 2-4-⑦ 2-5-② 4-1-③	農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。	農道及び林道は、森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、大規模災害の発生時では、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。	農林課		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策担当部署	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
④－４ 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響						
④-4-1 渇水への対策	水道施設の水源・配水池等は、監視システムにより水位を監視している。	当町の水源・配水池等は、山間部の集落等から離れた位置に多くあるため、緊急時に迅速な対策が行えるよう、平時から施設管理・監視強化に努める。	建設課			
④-4-2 農業用水の渇水対策	農閑期における少雨・少雪を考慮し、農繁初期に農業用水確保のため、節水の協力を広報誌及びHPで周知している。	異常な少雨・少雪を想定し、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するために、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取り組みを推進する。	農林課			
④－５ 農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多機能面の低下						
4-5-① 農業・林業の担い手確保・育成	農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の拡大は進行しており、農地の荒廃化により自然災害による被害の拡大が懸念されている。このため、農業者の営農継続に向けた機械等の導入への支援、収納希望者の確保に向けた就農相談会への出展、農業関係機関等と連携したきめ細かな相談対応や財政面の支援等に取り組んでいる。農地の多面的機能維持の観点からも、地域農業の担い手となる農業者や次世代を担う新規就農者の確保・育成を推進するとともに、農地の集積・集約化や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図る必要がある。	農業の担い手不足や農地の荒廃化による脆弱化を防ぐため、農業担い手の確保を一層促進し、地域農業の維持・発展につなげる。そのため、地域農業の中心となる経営体となる農業者への営農継続・発展に向けた支援のほか、農業関係機関等との連携を強化し、新規就農者のサポート機能を充実させ、次世代の地域農業を担う人材として育成する。	農林課			
4-5-② 森林の多面機能の維持・保全	【再掲】 1-3-②	森林の整備及び保全等を適切に実施し、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。	林業の成長産業化に資する間伐等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、治水・治山施設の整備等も併せて整備を実施する。	農林課		
4-5-③ 有害鳥獣対策の充実・強化		近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。	近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。	農林課		

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
④－6 原子力発電所からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく						
4-6-① 原子力防災体制の充実・強化	原子力災害の教訓を踏まえ、町地域防災計画の見直しや県主催の原子力防災通信連絡訓練に参加し、原子力防災体制の充実・強化を進めている。	今後も引き続き、必要に応じて町地域防災計画の見直しや原子力防災通信訓練に参加し、原子力防災体制の充実・強化を図る。	町民課			
4-6-② 放射線モニタリングによる情報発信	【再掲】 4-2-②	放射性物質が放出された場合には、除染実施計画を策定し「除染関係ガイドライン」に示す方法により、放射線の影響を受けやすい生活空間を考慮して優先順位を定めた上で除染を実施する。実施後、空間線量モニタリング調査やガラスパッチ等を活用した線量測定、測定した結果を線量マップとして作成し、情報発信を行う。	風評被害による経済的損害や日常生活での健康への被害と不安を抱えることから、放射線に対する正しい知識の啓発、各関係機関と協力しながら情報の収集・発信に取り組む。また、原子力災害が発生した場合には、速やかに空間線量モニタリング調査の実施や「除染関係ガイドライン」に示す方法により除染を行う。	町民課		
4-6-③ 様々な教育分野と関連した放射線教育の推進		児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、自ら考え、判断し、行動できる力を育むとともに、放射線等に関する基礎的な内容について理解を深める学習を中心としつつ、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、放射線教育を推進している。放射線に関する正しい知識の習得をねらいとし、学級活動において各学年年間〇時間から〇時間の放射線教育を確実に全ての小・中学校で実施している。	放射線に関する知識を習得し活用して、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力、「生き抜く力」を身につけるために、現在の取組を継続するとともに、福島県環境創造センターなどの関係施設の活用を図る。さらに、保護者や地域住民が授業参観、研修に参加できるような工夫をし、情報発信に努める。	教育委員会		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	数値指標等	策定時	目標値
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。							
⑤-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が滞							
5-1-① 情報伝達手段の確保・充実	【再掲】 1-4-⑬	緊急性の高い防災情報を防災行政無線やテレビ、ラジオなど各メディアから配信される災害情報共有システムとアラート、携帯電話会社4社からのエリアメール、ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車等で伝達している。	緊急性の高い防災情報伝達するより良い手段を確保するため、引き続き災害情報共有システムとアラート等を活用していく。また、地震等の災害時においても対応できるよう、地上と衛星の2回線を保持した280MHz防災行政情報配信システムの維持管理に努める。				
5-1-② 情報収集・通信協力体制の確保		各関係機関と協定を締結するなど多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保していく必要がある。	無線通信を活用した連絡体制を整備しているほか、民間事業者との無人航空機による情報収集に関する協定、国土交通省東北地方整備局とリエゾン（災害対策現地情報連絡員）派遣による情報交換、河川や道路等の防災情報の提供等について協定を締結しており、引き続き情報収集体制の確保を図る。				
⑤-2 電力ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止							
5-2-① 情報通信設備の耐災害性の強化		大規模災害が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、データセンターにおいてサーバや重要なネットワーク機器を運用管理することにより、地震や地域停電でも外部との情報通信ネットワーク体制を確保し、庁内ネットワーク機器においても無停電装置（UPS）や非常用電源の設備を整えている。加えて、オンプレミスで運用しているシステムのクラウドへの移行など進め、情報通信ネットワークの安定稼働を維持するための取り組みを行っている。	災害発生時は、速やかに通信及びシステムの障害を検知し復旧対応にあたりるとともに、老朽化したシステム更新や冗長化を進め、また日々の保守点検の徹底に努めることで情報通信設備の耐災害性の強化を目指す。				
5-2-② 再生可能エネルギーの導入拡大		災害発生時において、避難所などに避難している被災者や在宅被災者などが、生活の維持に欠かすことができないライフライン（電気・水道・ガスなど）の供給源を確保できるよう、主な避難所に発電施設や蓄電池等を設置し再生可能エネルギーの整備を促進するなど、再生可能エネルギー導入への普及・啓発を行いながら被災者の不安解消や避難所生活の利便性の強化を図る必要がある。	様々な再生可能エネルギーに対する普及・啓発事業を実施する者に対して負担となる費用の一部補助や再生可能エネルギーの整備を促進しながら、再生可能エネルギーの導入及び理解の促進を図る。				
5-2-③ 緊急車両等に供給する燃料の確保	【再掲】 3-1-⑧	大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点、避難所等で必要となる燃料を確保するため、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。	関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。				

強靱化施策の推進方針		脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	計画名・指標名等	策定時	数値指標等	目標値
⑤－ 3 石油・ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止								
5-3-①	再生可能エネルギーの導入拡大	【再掲】 5-2-②	災害発生時において、避難所などに避難している被災者や在宅被災者などが、生活の維持に欠かすことができないライフライン（電気・水道・ガスなど）の供給源を確保できるよう、主な避難所に発電施設や蓄電池等を設置し再生可能エネルギーの整備を促進するなど、再生可能エネルギー導入への普及・啓発を行いながら被災者の不安解消や避難所生活の利便性の強化を図る必要がある。	様々な再生可能エネルギーに対する普及・啓発事業を実施する者に対して負担となる費用の一部補助や再生可能エネルギーの整備を促進しながら、再生可能エネルギーの導入及び理解の促進を図る。	町民課 総合政策課			
5-3-②	緊急車両等に供給する燃料の確保	【再掲】 3-1-⑧ 5-2-③	大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点、避難所等で必要となる燃料を確保するため、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。	関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。	総務課 町民課			
⑤－ 4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止								
5-4-①	老朽化した水道施設の更新	【再掲】 2-4-⑤	更新時期を迎えた水道施設が多くあることから、計画的な施設の更新が必要である。また、これらの施設は耐震性を有していないものが多いことから、災害発生時に安定した給水を行えるかが不安な状況である。このことから、施設の更新時に耐震性を有する施設にすることで、災害時も水の安定供給が出来るよう施設の更新を進める必要がある。	更新対象となる施設が多いことから、現在の状態や重要度から更新施設の優先度を明確にし、耐震性を有する施設に更新するとともに更新対象外の施設でも防災対策を行い、災害発生時も水の安定供給が出来るよう計画的に整備を図っていく。	建設課			
5-4-②	集落排水施設の維持管理	【再掲】 2-6-②	大規模自然災害等によって集落排水施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延する危険性があることから、適切な維持管理及び計画的な機器・管路等の更新を実施していく必要がある。	施設の長寿命化、耐震化を図り、適切な維持管理及び計画的な機器・管路等の更新を実施していく。	農林課 建設課			
5-4-③	汲取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進	【再掲】 2-6-③	生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽等の災害体制を強化するため、老朽化した汲取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。	合併処理浄化槽への転換・新設への補助事業を利用し、老朽化した汲取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。	町民課	下郷町生活排水処理基本計画 (汚水処理人口普及率)	41.60% (R6年度)	61.10% (R12年度)

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
⑤-5 基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響						
5-5-① 緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保	【再掲】 2-4-⑥ 2-5-① 4-1-② 4-3-②	<p>災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線とのネットワークを含め整備事業を進めていく必要がある。</p> <p>橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。</p> <p>地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。</p> <p>災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に努め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。</p> <p>災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。</p> <p>電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため町道等の無電柱化を検討する。</p> <p>建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。</p>	建設課		
5-5-② 公共交通の役割		<p>地域住民の通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進のほか、バス事業者に対して運行費用の赤字補填、高齢者タクシーの利用助成等に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、少子高齢化・人口減少などの社会情勢お変化に伴う需要の低下により、公共交通を支える地方自治体の費用負担の増加や、路線の廃止や減便、利便性の低下へとつながり、公共交通の確保がますます困難になってくると危惧される。</p> <p>このため、バス・鉄道等の地域公共交通は、地域コミュニティを維持するために費用な生活基盤であり、さらには、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の輸送手段として重要であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。</p>	<p>既存交通にとらわれない新たな交通手段として、デマンド型交通も含め様々な手段を模索し、地域公共交通の確保に努めるとともに、公共交通機関と連携し、利用促進策を講じていく。</p>	総合政策課 健康福祉課 町民課		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
<p>⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。</p>						
<p>⑥-1 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>						
6-1-① 自主防災組織の強化	【再掲】 1-4-⑩	<p>自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、結成された組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、自主防災組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。自主防災組織の防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。</p>	<p>自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織設立時の支援や総合防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。</p>	町民課		
6-1-② 自助・共助の取組促進	【再掲】 1-4-⑨ 2-4-⑧	<p>地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進、連携を強めることが重要である。住民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を推進して行く必要がある。</p>	<p>地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取組を促進する。</p>	町民課		
6-1-③ 避難行動要支援者対策の推進	【再掲】 1-4-④	<p>要支援者の所在を明らかにするために、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防署、警察署、民生委員等）へ名簿を提供する。 また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて個別避難計画の作成を進めている。ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、優先度が高いと判断する者については計画作成が急務である。災害時には、避難支援等を行う関係者も被災者となる状況下で、円滑かつ迅速に避難支援を行うという課題がある。</p>	<p>避難支援を行う関係者が災害時に速やかに要支援者を把握して円滑に避難支援等を行うため、平常時から「避難行動要支援者名簿」の作成及び定期的な更新などを継続的に行うとともに、関係者が参加する実践型の避難訓練を地域住民と連携・協力のもとに実施していくほか、訓練の結果から課題を抽出し、避難支援等の改善にむけた対策の検討・立案を図る。 また、災害が発生したときの迅速な支援行動のために個別避難計画を速やかに作成し、より具体的な避難支援を確立する。個別避難計画は災害時に活用できるよう、要支援者と関係者で共有し、平常時からそれぞれが内容を確認・理解しておく必要がある。 円滑かつ迅速な避難の実効性を高めるため、避難支援等を行う関係者が相互に連携して支援する体制を構築する。</p>	健康福祉課		

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
6-1-④ 公共交通の役割	【再掲】 5-5-②	<p>地域住民の通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進のほか、バス事業者に対して運行費用の赤字補填、高齢者タクシーの利用助成等に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、少子高齢化・人口減少などの社会情勢お変化に伴う需要の低下により、公共交通を支える地方自治体の費用負担の増加や、路線の廃止や減便、利便性の低下へとなつていくと危惧される。</p> <p>このため、バス・鉄道等の地域公共交通は、地域コミュニティを維持するために費用な生活基盤であり、さらには、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の輸送手段として重要であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。</p>	<p>既存交通にとられない新たな交通手段として、デマンド型交通システムの導入に取り組むとともに、公共交通機関と連携し、利用促進策を講じていく。</p>	<p>総合政策課 健康福祉課 町民課</p>		
6-1-⑤ 地域コミュニティの再生・活性化		<p>人口減少や高齢化の加速により、まちなかのコミュニティによる活性化は、未だ課題が多く残されている状況となっている。</p>	<p>今後の商工業の発展を図るうえで、経営相談や事業展開など幅広い観点での指導等を行っている商工会などが実施している事業への補助を引き続き実施することで持続したコミュニティの活性化を図る。</p>	<p>総合政策課</p>		
<p>⑥-2 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p>						
6-2-① 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	【再掲】 2-1-③ 2-4-③ 3-1-⑦	<p>大規模災害等が発生し、本町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣市町村等との相互応援協定を締結している。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。</p>	<p>応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。</p>	<p>町民課</p>		
6-2-② ボランティア団体との連携強化		<p>大規模災害時の被災者支援において、他地域からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする町民を把握するとともに、ボランティアの受入態勢を整える必要がある。</p>	<p>災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して関係団体と連携し、スムーズに支援を行えるよう態勢の構築を図る。</p>	<p>町民課 健康福祉課</p>		

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
⑥-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態						
6-3-① 災害時の廃棄物処理体制の確立	一般廃棄物の処理を南会津地方広域市町村圏組合で収集・運搬を行っており、大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。	災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画を策定することについて検討を進める。	町民課			
⑥-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態						
6-4-① 都市公園等の適切な維持管理	【再掲】 1-1-⑧ 都市公園等のスペースは、災害発生時には一時的な避難場所や復興に向けた仮設住宅建設用地など重要なスペースとなるため、防災機能を備えるとともに支障木の剪定など利用時に支障がないように維持管理を実施する。	施設の機能保全とともに災害時の避難者の受けりれに際し、安全確保を図るため、防災機能の充実を図る。	建設課 町民課			
6-4-② 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備	災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、各関係機関と連携し供給できる体制を整備する必要がある。	災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、各関係機関と連携し供給体制の整備に努める。	建設課			
6-4-③ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備	被災者に対し迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県や関係団体との情報共有及び連携を図る必要がある。	被災者に対し迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。	建設課			
⑥-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失						
6-5-① 無形民俗文化財等の伝承	民俗芸能や年中行事等は、伝承する担い手の少子高齢化、感染症の影響によって行事の規模が縮小し、以前の状況に戻らないこと等が課題になっている。被災時には、伝承が困難になることが想定される。	被災時に地域の行事等が地域の結束を強め、精神的な支えともなり得ることから平時から地域の行事等の後継者の育成を促し、それらの保存、育成を図るとともに、映像等による記録化を進めることで、被災によって行事等の断絶が生じないように備えておくなど、継続して支援を実施する。	教育委員会			
6-5-② 文化財の保全・指定	先人の守り伝えてきた郷土の歴史と伝統文化を学び、それを次世代に継承し、発展させていく必要がある。記録の作成されていない文化財等は、被災した際に被害の状況や程度の把握が困難になる。	様々な文化財を良好な状態で後世に伝えていくため、保全活動と調査活動を並行して行い、必要に応じ文化財指定等の保護措置を図る。地域の有形・無形の文化財を調査・記録し、町が情報として保管することで、災害時の被害をいち早く把握し、対策を講じることが可能となる。	教育委員会			

別紙：強靱化施策の推進方針・脆弱性評価・強靱化施策

強靱化施策の推進方針	脆弱性評価	強靱化施策	施策主担当部局	数値指標等 計画名・指標名等	策定時	目標値
⑥－6 風評等による地域経済等への甚大な影響						
6-6-① 家畜伝染病対策の充実・強化 (必要ないかも?)	【再掲】 2-6-④	災害時における家畜伝染病の発生は、救助や復旧作業をはじめとした災害対応の妨げになるおそれがあることから、伝染病発生の予防に取り組むとともに、発生してしまった際の早期沈静化及び、まん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。	家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関と緊密に連携し、効果的な情報の周知啓発を図る。また、家畜伝染病発生時には、早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき、初期防疫に必要な人員の確保等、適切な対応を取れるよう庁内の関係各課との緊密な連携を継続する。	農林課		
6-6-② 放射線モニタリングによる情報発信	【再掲】 4-2-② 4-6-②	放射性物質が放出された場合には、除染実施計画を策定し「除染関係ガイドライン」に示す方法により、放射線の影響を受けやすい生活空間を考慮して優先順位を定めた上で除染を実施する。実施後、空間線量モニタリング調査やガラスバッチ等を活用した線量測定、測定した結果を線量マップとして作成し、情報発信を行う。	風評被害による経済的損害や日常生活での健康への被害と不安を抱えることから、放射線に対する正しい知識の啓発、各関係機関と協力しながら情報の収集・発信に取り組む。また、原子力災害が発生した場合には、速やかに空間線量モニタリング調査の実施や「除染関係ガイドライン」に示す方法により除染を行う。	町民課		